

防災基本計画

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(5) 防災関係機関相互の連携体制

- 国〔厚生労働省〕及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練，ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第4節 救助・救急，医療及び消火活動

2 医療活動

(1) 被災地域内の医療機関による医療活動

- 被災都道府県は，災害派遣医療チーム（DMAT）等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により，医療活動の総合調整を行うものとする。（後略）

(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

- 全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は，派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し，原則として車両による陸路参集を行う。なお，遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては，ドクターヘリを含めた空路参集も考慮する。
- 被災都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリの派遣に係る調整を行うものとする。（中略）また，活動場所（医療機関，救護所，航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。

4 航空機の運用調整等

- 国〔国土交通省〕は，情報収集，救助・救急，医療，消火，緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させるものとする。また，災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して，必要な情報を提供し，航空機の安全運航の確保を図るなど，災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。
- 都道府県は，航空機を最も有効適切に活用するため，情報収集，救助・救急，消火，医療等の各種活動のための航空機の運用に関し，災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し，現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。
- 航空運用調整班は，警察，消防，国土交通省，海上保安庁，自衛隊，DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て，各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため，活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また，必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。